

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和4年教委規則第5号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改正後			改正前				
別表第1（第6条第1項）			別表第1（第6条第1項）				
学校	区分	学校給食費の額 (月額)	学校	区分	学校給食費の額 (月額)		
小学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	<u>4,690円</u>	同 左	同 左	<u>4,300円</u>		
	牛乳を供給しない学校給食	<u>3,760円</u>		同 左	<u>3,660円</u>		
	牛乳のみの学校給食	<u>930円</u>		同 左	<u>640円</u>		
	第1学年の4月に実施する学校給食	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食		<u>3,290円</u>	同 左	同 左	<u>3,000円</u>
		牛乳を供給しない学校給食		<u>2,690円</u>		同 左	<u>2,560円</u>
		牛乳のみの学校給食		<u>600円</u>		同 左	<u>440円</u>
		同 左		同 左		同 左	同 左
中学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	<u>5,370円</u>	同 左	同 左	<u>4,900円</u>		
	牛乳を供給しない学校給食	<u>4,440円</u>		同 左	<u>4,260円</u>		
	牛乳のみの学校給食	<u>930円</u>		同 左	<u>640円</u>		
	第3学年の3月に実施する学校給食	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食		<u>3,720円</u>	同 左	同 左	<u>3,350円</u>
		同 左		同 左		同 左	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後		改 正 前	
	牛乳を供給しない学校給食	同 左	<u>2,910円</u>
	牛乳のみの学校給食	同 左	<u>440円</u>

別表第2 (第6条第2項)

学校	区分	学校給食費の額 (日額)
小学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	<u>280円</u>
	牛乳を供給しない学校給食	<u>230円</u>
中学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	<u>330円</u>
	牛乳を供給しない学校給食	<u>280円</u>

別表第2 (第6条第2項)

学校	区分	学校給食費の額 (日額)
同 左	同 左	<u>260円</u>
	同 左	<u>220円</u>
同 左	同 左	<u>310円</u>
	同 左	<u>270円</u>

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(保護者等に関する特例)

2 条例第4条の規定により給食を受ける児童及び生徒の保護者等から学校給食費を徴収する場合においては、当面の間、別表第1の規定中「4,690円」とあるのは「4,300円」と、「3,760円」とあるのは「3,660円」と、「930円」とあるのは「640円」と、「3,290円」とあるのは「3,000円」と、「2,690円」とあるのは「2,560円」と、「600円」とあるのは「440円」と、「5,370円」とあるのは「4,900円」と、「4,440円」とあるのは「4,260円」と、「3,720円」とあるのは「3,350円」と、「3,120円」とあるのは「2,910円」と

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>と、別表第2の規定中「280円」とあるのは「260円」と、「230円」とあるのは「220円」と、「330円」とあるのは「310円」と、「280円」とあるのは「270円」とする。</u></p>	